

1. 報告事項

鳥獣の捕獲等において特定猟具（銃）の使用を禁止する区域について、関係市町村長からの要望に基づき、既存区域の指定解除を行うものである。

2. 区域解除について

【名 称】 青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域（銃）

【所 在 地】 秩父市、横瀬町

【面 積】 233.0ha

【解除理由】 当該指定区域内に位置していた青少年野外活動センターが平成28年3月に廃止された。

その後、令和8年4月に秩父市長及び横瀬町長から指定解除の要望がなされた。

当該要望について、利害関係者である秩父市猟友会長・武甲猟友会長及び秩父広域森林組合長等の同意が得られていることから、本区域の指定を解除するものである。

3. 制度概要

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

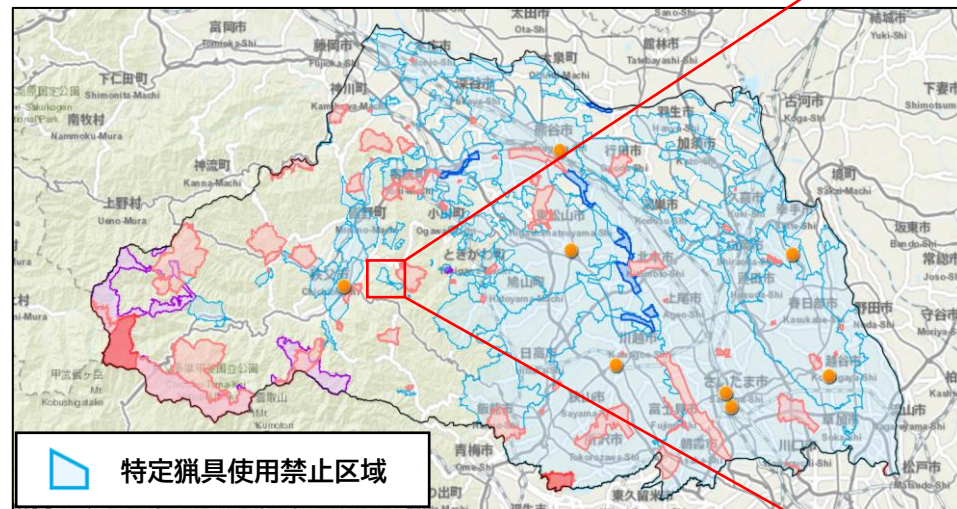
特定猟具使用禁止区域の指定
（法第35条第1項）

特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具（銃器）を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認める区域を指定するもの

特定猟具使用禁止区域の指定解除について

4. 位置図

【令和7年度 鳥獣保護区等位置図】



【指定解除】

青少年野外活動センター 特定猟具使用禁止区域(銃)



- 市町村行政界
- 既存区域
- 指定解除